

那覇市津波避難計画



平成30年4月

那覇市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の適用範囲	1
3 計画の修正	1
4 用語の意味	1
5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき	2
第2章 防災体制	3
1 配備要員	3
2 自主参集・自動配備	3
3 参集職員の行動・留意事項	4
4 参集場所	4
5 職員の招集・連絡等	5
6 職員の配置	6
7 津波警報等の収集・伝達	8
第3章 避難勧告・指示等の発令	10
1 避難勧告・指示等の実施者及び職務代理者	10
2 避難準備情報・避難勧告・指示の発令・解除の基準	11
3 伝達事項及び伝達方法等	12
4 伝達内容	15
5 避難広報及び避難誘導等に従事する者の安全確保	16
第4章 地域の津波避難計画	17
1 想定する津波	17
2 災害時要援護者の避難支援	17
3 観光客・旅客等の避難支援	18
第5章 津波対策の教育・啓発	19
1 津波対策の教育	19
2 津波防災意識の啓発	19
第6章 津波避難訓練等の実施	20
1 津波危険に対する啓発	20
2 総合防災訓練	20
3 地域の津波避難訓練	20
第7章 施設等の整備	20
1 標識の整備	20
2 津波緊急一時避難ビルの整備	20
3 津波避難ビルの整備	20

第1章 総則

1 目的

本計画は、地震が発生又は津波警報・注意報が発表された直後から、津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画の定めによるものとする。

3 計画の見直し

本計画は、毎年見直しをするとともに、那覇市における地域包括ケアシステムの利活用を検討していくものとする。

4 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

【用語の意味】

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
バッファゾーン	浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮して浸水のおそれのある区域として設定する区域である。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設けて広い範囲で指定する。	
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難することが可能な範囲をいう。歩行速度と避難距離から設定する。	
避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の主要な道路である。	避難路及び避難経路を総称して、「避難路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路である。	
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。	
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として、避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	指定緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げるのが困難な避難者が緊急に避難する避難対象地域内	

	の建物をいう。	
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて指定緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。	

5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

津波による災害が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が気象台から発表される。ただし、マグニチュード8を超える巨大地震と判断される場合には、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における「最大級の津波を想定して」、大津波警報や津波警報が発表される。この場合、予想される津波の高さは、「巨大」、「高い」という言葉で発表される。また、正確な地震の規模が分かった場合に、予想される津波の高さは、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表される。

津波警報が発表された場合、住民は、以下の行動をとることが大切である。

- (1) 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難すること。
- (2) ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- (3) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまでは安全な場所から離れないようにすること。

【津波警報等の種類と内容】

津波警報等の種類	予想される津波の高さ		住民の取るべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報*	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。

1 配備要員

(1) 配備要員の招集及び配備の解除

- ① 市長は、災害が発生した場合若しくは災害が予想される場合には、その発生した災害の規模、又は予想される災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために配備要員を招集するものとする。
- ② 市長は、災害の発生、又は災害の発生するおそれがなくなると認めるときは、配備を解除するものとする。

(2) 配備要員

配備要員は、本市に常時勤務する職員及び市長が定めるその他の職員（市長事務部局の職員以外の職員に対しては、それぞれの任命権者が招集したものとみなす。）

2 自主参集・自動配備

災害が発生し、又は発生が予想される場合で、当該災害が次の参集・配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、配備指令を待つことなく自主的に参集する。

なお、災害対策本部設置の正式決定は市長が行い、その後直ちに通知公表する。また、配備の正式決定は、本部長又は各部長が行い、その後直ちに班長を経由して配備要員を招集する。

【自主参集・自動配備基準】

本部設置	配備体制	自動配備基準		主な活動	配備要員
		警報等	警戒、被害のめやす		
災害警戒本部	注意配備	津波注意報が発表された	警報切替に備え、警戒が必要になったとき	① 情報連絡 ② 水辺からの退避呼びかけ	総務部、消防部から必要な職員
災害対策本部	警戒配備	津波警報が発表された	警戒及び避難誘導が必要になったとき	① 情報連絡 ② 水辺からの退避呼びかけ ③ 海岸部の避難誘導	総務部、消防部、まちなみ共創部、都市みらい部から必要な職員
那覇市地域防災計画の地震災害編] の第1～3配備へ順次移行					

【第1から第3配備基準】

本部設置	配備体制	自動配備基準		主な活動	配備要員
		震度 警報等	警戒、被害のめやす		
災害対策本部	第1配備	震度5弱	(1) 津波浸水や土砂崩れの警戒が必要になったとき。 (2) 局所的に物的被害が発生したとき。	① 情報連絡 ② 被害状況の把握 ③ 災害の警戒 ④ 応急復旧	第1配備職員 〔課(室)長〕
	第2配備	震度5強	(1) 各所で物的被害が発生したとき。 (2) 避難所開設が必要になったとき。 (3) 人的被害が発生したとき。	① 情報連絡 ② 被害状況の把握 ③ 県・消防庁への報告 ④ 被災者・避難者の救出、救護、救援 ⑤ 応急復旧	第2配備職員 〔職員の半数〕
	第3配備	震度6弱以上	広範囲に激甚な災害が発生したとき。	全活動	第3配備職員 〔全職員〕

3 参集職員の行動・留意事項

参集職員は、次の事項を踏まえて行動する。

- (1) 地震発生時、津波警報が発表された場合は、職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。
- (2) 災害のため緊急に登庁する際は、作業等に適する服装を着用し、指示があった場合は、食糧1日分、水筒、着替え、ラジオ、懐中電灯を携行する。
- (3) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報等の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

4 参集場所

参集職員は、原則として所属の勤務場所、又はあらかじめ指定された次の(1)「配備の区分」に参集するものとするが、それが不可能な場合は(2)のように対処する。

(1) 配備の区分

各部長は、次の区分(那覇市地域防災計画の地震災害編第3の1の「(2) 配備の区分」を参照)により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

配備の区分	職員の区分
所属配備 (勤務場所に参集)	① 本部員、本部連絡員となる職員、課長相当職以上の職員 ② 応急対策上欠くことのできない職務を担当する職員 ア 本部会議の事務局要員となる職員 イ 各部の庶務担当職員 ウ 各部において業務の遂行上必要な職員
指定配備 (勤務場所と異なるあらかじめ指定した場所へ参集)	① 地区の連絡員として指名された職員 ② 避難対策要員として指名された職員 ③ 公共施設管理保安要員として指名された職員 ④ 上記以外で、勤務時間外・休日に自らの居住地に最も近い支部、出先機関及びその他本部長が指定する施設に参集するよう指名された職員

(2) 参集が不可能な場合

状 況	対 処
災害の状況により勤務場所(指定の参集場所)への登庁が不可能な場合	最寄りの市の施設に参集し、人事班の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。
病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合	なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの市の施設へ連絡する。

5 職員の招集・連絡等

(1) 招集・連絡

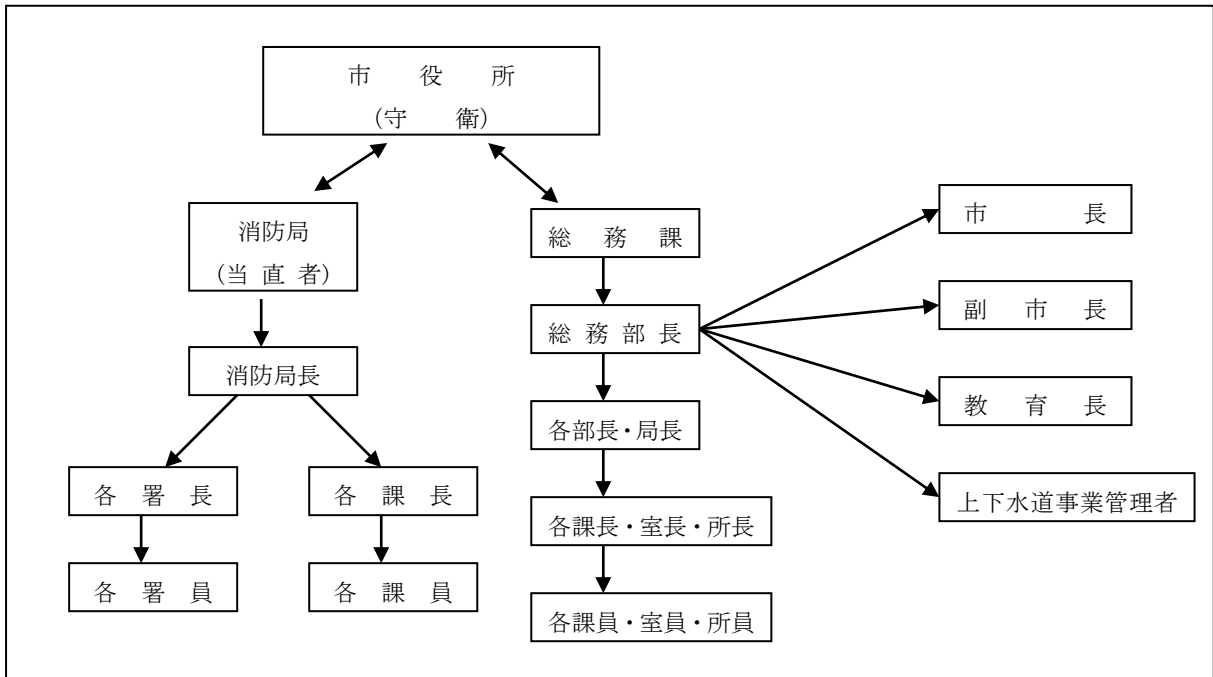
職員の招集・連絡は、那覇市職員参集メール、那覇市防災気象情報メール、庁内放送等を通じて秘書広報課長が行う。

ただし、勤務時間外に地震が発生した場合や津波警報が発表された場合は、各職員は、那覇市防災気象情報メール、テレビ、ラジオ等から震度階級等の情報を得て、直ちに自主参集を行うことを原則とする。

なお、津波警報及び注意報が発表された場合、また二次災害が発生した場合等には、「(2) 勤務時間外及び休日における連絡網」に従い、電話・伝令等によって各部長等に連絡する。

また、緊急を要する場合で電話通信不通時等には、NHK沖縄放送局や民間放送局(琉球放送、沖縄テレビ放送、琉球朝日放送、ラジオ沖縄、エフエム沖縄等)、市内コミュニティFM放送局等(FM那覇、FMレキオ等)への緊急放送の要請により「緊急出動報」を発令する。

(2) 勤務時間外及び休日における連絡網



6 職員の配置

(1) 参集状況の把握

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長に報告する。所属部長は、人事課長（人事班）に報告する。

人事課長（人事班）は、所定の様式（参集出勤記録簿）により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長（事務局）に報告する。総務部長（事務局）は、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き60分ごととする。

報告事項

- ① 各部に参集した者の氏名・（本来の）所属の部・班名
- ② 登庁途上で収集した被害等の状況等（那覇市地域防災計画の地震災害編第2節「第1概況調査」参照）

(2) 職員の配置

① 部長の指示

各部長は、所管の部の所掌事務をもとに、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。

編成・配置等の留意事項

- ア 災害に対処できる配置
- イ 職員の非常参集方法及び交替方法の措置
- ウ 高次の非常配備体制に移行できる措置
- エ 他部への応援の要請、派遣

② 人事班等の指示

人事班は、勤務場所以外に登庁した職員に対して、また部からの応援要請等に基づき、次の指示を行う。

要員調整等の指示

- ア 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じ本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- イ 部からの応援要請に基づき、又は職員の参集状況を勘案し、事務局及び各部と協議のうえ、各部・各班又は各個の職員について応援体制を指示する。
- ウ 部の統括責任者（部長、副部長、班長等）の不在により、部の職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。ただし、統括責任者が登庁したときは、直ちに職務遂行等について事務局と協議する。

(2) 職務の代行

次の職員が不在のときは、次の順位で職務を代行するものとする。

要員調整等の指示

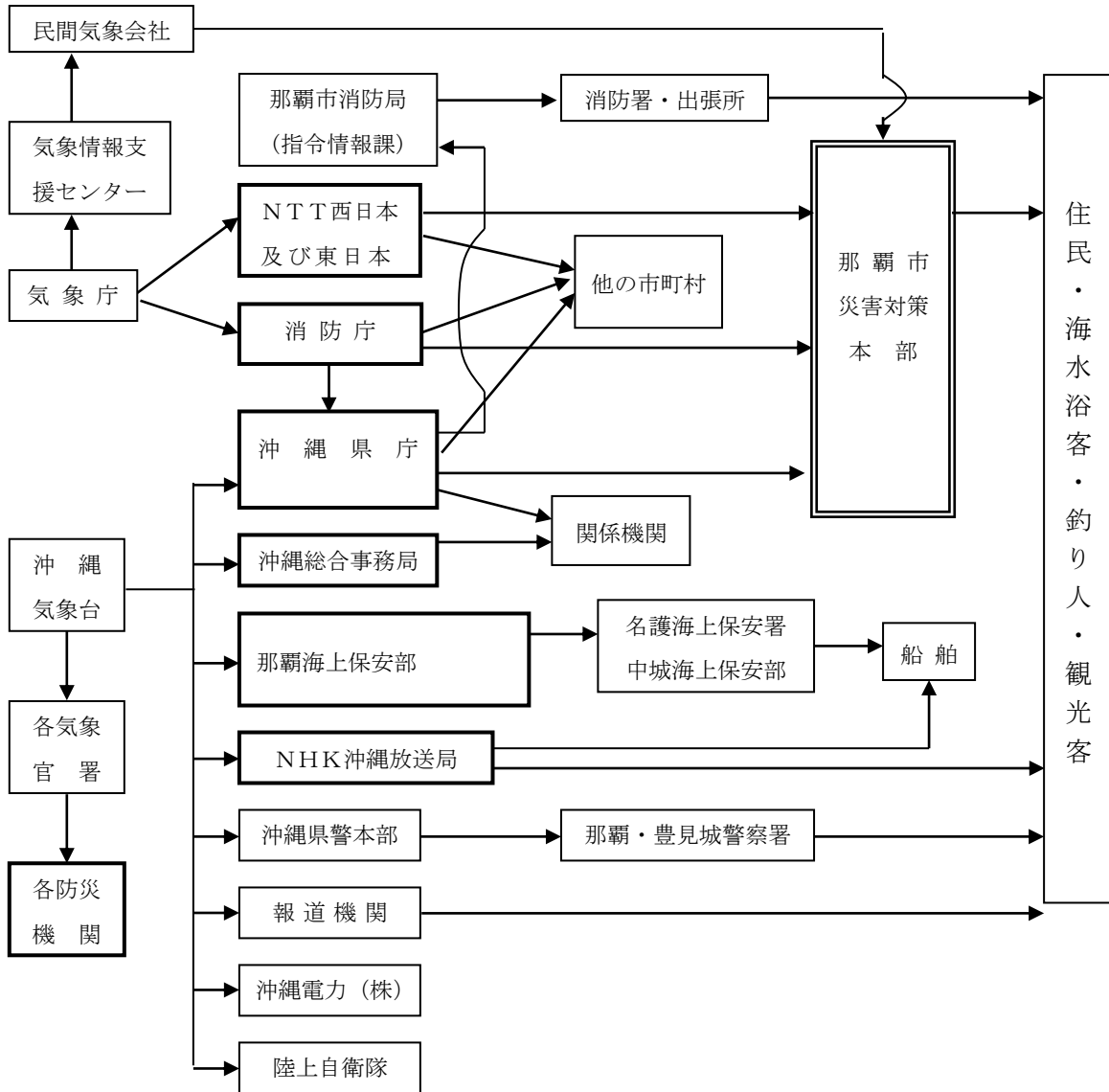
- ① 事務局長（総務部長）が不在のとき
 - ア 事務局副部長（総務部副部長）
 - イ 最初に登庁した事務局の班長
 - ② 総務総括班（総務部総務課）が不在のとき
 - ア 秘書広報班
 - イ その他登庁している職員

総務総括班は、その職務に必要な場合、事務局の他の班の職員に対して、総務総括班の業務の応援を依頼できる。
 - ③ 各部長が不在のとき
 - ア 副部長
 - イ 最初に登庁した班長
 - ウ その他登庁している職員が事務局に報告し、事務局長の指示を仰ぐ。
- ※③ウの措置を講じた場合、事務局長は、任意の職員をその部の臨時統括者として指定でき、正規の職を有する者が登庁したとき、直ちにそれまでにとった処置を報告して、その職務を引き継ぐものとする。

7 津波警報等の収集・伝達

(1) 津波警報等の収集・伝達は、次のように行う。

【津波警報等の伝達経路】



※大枠内の期間は、気象業務法第15条による伝達機関、細枠内の期間は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

(2) 海面の監視


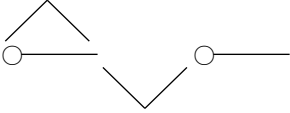

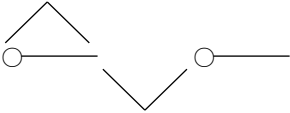
大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、消防局及び消防団等と協力し、安全を確保した上で海面の監視を行う。

(3) 津波警報の伝達

市は、気象庁、消防庁、NTT等から受けた津波警報を防災行政無線、広報車、標識等により、直ちに住民に津波警報の伝達を図る。


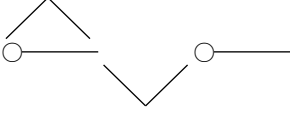
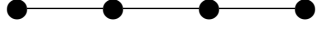
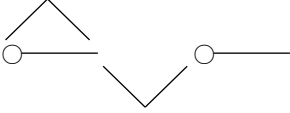
津波警報及び津波注意報の標識は、次による。

津 波 注 意 報 等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

津 波 警 報 等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

1 避難勧告・避難指示（緊急）等の実施者及び職務代理者

市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市民の生命・身体に危険が及ぶと判断したときは、危険地域の住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）等を行う。

ただし、避難勧告等を発令する場合は可能な限り対象地域を指定し実施するものとし、併せて避難所の開設を行うものとする。また、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないときや市長が不在のとき等は、市長の職務を副市長、政策統括調整監、総務部長及び消防局長を職務代理者として、その職務を代行させることができる。

なお、職務代理者は市長の権限を代行するもので、その効果は市長に帰属する。また、職務代理者は避難勧告・避難指示（緊急）等を実施した場合は速やかに市長にその旨を報告し、以後の指示を受ける。

知事は、大規模な災害等により市長がこれを行えない場合、代わりに実施する。このほか、警察官、海上保安官、水防管理者、自衛隊員又はその命を受けた職員が行うことができる。

ただし、津波注意報、津波警報、大津波警報が発せられた場合には、市長と連絡が取れなくても避難指示（緊急）が発令されたものと考えて行動すること。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備の必要があると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きの準備を促す。

(2) 避難勧告

避難勧告は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命又は身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告する。

(3) 避難指示（緊急）

避難指示（緊急）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があり、危険が切迫し急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令・解除の基準

(1) 発令基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準は次のとおりとする。なお、津波が到達すると予想され避難が必要と認める場合には、津波到達予想区域等では一刻も早い避難が必要であることから、基本的に「避難指示（緊急）」を発令する。

区 分	基 準
避難準備・高齢者等 避難開始	① 本市において震度4程度が観測され、市長が必要と認めたとき ② 遠地地震による津波が到達すると予想されるとき ^{注1} ③ 市長が必要と認めたとき
避難勧告	① 震度6弱程度以上の地震が発生した時 ② 市長が必要と認めたとき ^{注2}
避難指示（緊急）	① 「沖縄本島地方」に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注3} が発表されたとき ② 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が必要と認めたとき ③ 震度6強程度以上の地震が発生した時 ④ 市長が必要と認めたとき

注1：津波の到達時間から概ね3時間前までに避難準備・高齢者等避難開始情報を発令するものとする。

注2：津波警報等が入手できない場合など。

注3：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局地的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 解除の基準

- ① 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ② 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 伝達事項及び伝達方法等

(1) 伝達事項

避難勧告・避難指示（緊急）及び警戒区域の設定を行った場合、地域の居住者、滞在者等その他の者に対して次の事項を伝達する。

なお、避難場所は、災害の種別及び被害状況等により、避難場所を変更又は新たに設定することができる。

明 示 事 項

- ① 発令者
- ② 避難の勧告・指示、警戒区域の設定の理由
- ③ 避難日時、避難先及び避難経路

(2) 伝達方法

避難勧告・避難指示（緊急）の伝達は、主に次の伝達方法により行い、複数の伝達手段を併用して活用し、また報道機関等と連携し、住民等への広報を迅速に実施する。

主な伝達方法

- ① 防災行政無線（屋外拡声機）
- ② 消防車両等の広報車による巡回広報
- ③ 携帯メール（那覇市防災気象情報メール）
- ④ 市ホームページによる緊急広報
- ⑤ 市SNSによる緊急広報
- ⑥ 応援協定に基づく報道機関への緊急放送依頼
- ⑦ 県を通じて報道機関への緊急放送依頼
- ⑧ 緊急速報エリアメールの配信
- ⑨ 無線機による学校施設への伝達
- ⑩ その他伝達員

(3) 施設等への伝達

施設等への伝達は、当該施設等を所管する部署等が連携して実施する。

なお、下記の一覧以外においても、各施設等を所管する部署等においては、災害時に迅速かつ円滑な情報伝達ができるよう、平常時から伝達方法等の確認及び体制整備に努める。

【避難勧告・指示等の連絡担当及び手段】

伝達先	担 当	伝達方法
小学校・中学校	学校教育班 学務班 教育研究所班 教育相談班	電話、一斉ファックス等
幼稚園 認定こども園	こども政策班 こどもみらい班	電話、一斉ファックス等
公立・認可保育所(園) 認可外保育施設	こどもみらい班	電話、一斉ファックス等
公民館・図書館	生涯学習班 中央公民館 中央図書館	電話、一斉ファックス等
本庁舎	管財班 総務班	電話、一斉ファックス等
真和志支所	管財班	電話、一斉ファックス等
首里支所 小禄支所	市民班	電話、一斉ファックス等
なは市民活動支援センター	まちづくり協働推進班	電話、一斉ファックス等
上下水道局庁舎	水道総務班	電話、一斉ファックス等
那覇市津波避難ビル	総務班	電話、一斉ファックス等
那覇市民体育館	市民スポーツ班	電話、一斉ファックス等
那覇港管理組合	都市計画班	電話、一斉ファックス等
沖縄都市モノレール株式会社	都市計画班 道路建設班	電話、一斉ファックス等
那覇市社会福祉協議会	福祉政策課	電話、一斉ファックス等
老人福祉センター等	福祉政策班 ちゃーがんじゅう班	電話、一斉ファックス等
地域包括支援センター	ちゃーがんじゅう班	電話、一斉ファックス等

那覇市障害者福祉センター等	福祉政策班 障がい福祉班	電話、一斉ファックス等
那覇市療育センター	こどもみらい班	電話、一斉ファックス等
那覇市ファミリーサポートセンター	こどもみらい班	電話、一斉ファックス等
那覇市母子生活支援センターさくら	子育て応援班	電話、一斉ファックス等
那覇市保健所	保健総務班	電話、一斉ファックス等
保健センター	地域保健班	電話、一斉ファックス等
児童館	こども政策班	電話、一斉ファックス等
那覇市観光協会 沖縄県観光コンベンションビューロー等	観光班	電話、一斉ファックス等
第一牧志公設市場、衣料部、雑貨部	なはまち振興班	電話、一斉ファックス等
マチグラー案内所ゆっくる	なはまち振興班	電話、一斉ファックス等
にぎわい広場	なはまち振興班	電話、一斉ファックス等
市営住宅	市営住宅班	電話、一斉ファックス等
I T創造館	商工農水班	電話、一斉ファックス等
てんぶす那覇	商工農水班	電話、一斉ファックス等
那覇市壺屋焼物博物館等	文化財班	電話、一斉ファックス等
森の家みんな	生涯学習班	電話、一斉ファックス等

(4) 不特定多数への伝達

海岸、港湾、ビーチ等にいる市民及び観光客等には、次のように伝達する。

- ① 防災行政無線（屋外拡声機）をもって避難を呼びかける。
- ② ビーチの観光客には、消防車両、水防車両、防災関係機関と連携し、拡声器等をもって避難を呼びかける。
- ③ 各ホテルや観光施設には、那覇市防災気象情報メール、緊急速報メール、報道機関の緊急放送等により緊急避難情報を伝達し、各施設は敷地内及び施設周辺に避難を呼びかける。
- ④ 港管理組合には、那覇市防災気象情報メール、緊急速報メール、報道機関の緊急放送等により緊急避難情報を伝達し、港管理組合は屋外スピーカー等を活用して漁港の作業者等に避難を呼びかける。
- ⑤ 小中学校には、那覇市防災気象情報メール、緊急速報メール、報道機関の緊急放送、無線機等により緊急情報を伝達し、各学校長は、校内放送及び拡声機を活用し、教職員と連携して児童生徒に避難を呼びかけ、避難場所への避難誘導を開始する。

4 避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達内容

(1) 避難準備情報・高齢者等避難開始の伝達文の例

■こちらは、防災那覇市です。

沖縄本島地方に（□□□）を震源とした地震（又は遠地地震）により津波注意報（又は津波警報）が発表されるおそれがあります。

標高が（□□メートル）以下の地域のお年寄りの方や、体の不自由な方は、避難の準備をしてください。

また、そのほかの方も、今後の情報にご注意ください。

(2) 避難指示（緊急）又は避難勧告の伝達文の例【強い地震等】

■緊急放送、緊急放送、避難指示（又は避難勧告）発令。

こちらは、防災那覇市です。

強い揺れの地震がありました。

津波が予想されるため、□□時□□分に、□□□地域に避難指示（又は避難勧告）を発令しました。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急避難してください。

また地震による家屋の倒壊・損傷などの不安がある方も避難して下さい。

※海岸付近を対象とし、サイレンと併せ繰り返し放送

(3) 避難指示（緊急）又は避難勧告の伝達文の例【津波注意報等】

■緊急放送、緊急放送、避難指示（又は避難勧告）発令。

こちらは、防災那覇市です。

津波注意報が発表されたため、□□時□□分に、□□□地域に避難指示（又は避難勧告）を発令しました。

海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※海岸付近を対象とし、サイレンと併せ繰り返し放送

※「津波が来ます！いますぐ避難！」と切迫感のある呼びかけも有効

(4) 避難指示（緊急）の伝達文の例【大津波警報、津波警報等】

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、防災那覇市です。

大津波警報（又は津波警報）が発表されたため、□□時□□分に、□□□地域に避難指示を発令しました。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※サイレンと併せ繰り返し放送

※「津波が来ます！いますぐ避難！」と切迫感のある呼びかけも有効

5 避難広報及び避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報及び避難誘導等を行う職員、消防団等については、次の事項に留意して避難誘導等に従事する者の安全確保を最優先する。

- (1) 自らの命を守ることを基本とし、安全確保の上で避難誘導等を行うことを前提とする。
- (2) 津波が到達している場合や、津波到達予想時間が短い地域においては、自らの命を守るため退避を優先する。
- (3) 津波浸水想定区域や津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、地域の協力を得て、住民の率先避難の周知徹底を行う。
- (4) 津波到達予想時刻を基に、出動から活動及び退避等に要する時間、安全時間を踏まえて活動時間を設定する。
- (5) 活動可能時間の経過前であっても、危険を察知した場合は、直ちに退避を優先する。

第4章 地域の津波避難計画

1 想定する津波

本計画で想定する地震及び津波は、次のとおりである。

想定地震：沖縄本島南東沖地震
想定する津波の高さ：5.7m
津波の到達時間：29分

《那覇市における最大クラスの津波の到達時間及び最大遡上高等》

代表地点	沿岸最大水位	最大遡上高	影響開始時間 ^{注1}	津波到達時間 ^{注2}
那覇空港	5.7m	8.4m	22分	29分
那覇港	3.6m	6.2m	26分	33分
港町	4.3m	5.6m	26分	32分

想定地震：久米島北方沖地震
想定する津波の高さ：5.7m
津波の到達時間：28分

《那覇市における最大クラスの津波の到達時間及び最大遡上高等》

代表地点	沿岸最大水位	最大遡上高	影響開始時間 ^{注1}	津波到達時間 ^{注2}
那覇空港	4.8m	6.0m	22分	31分
那覇港	5.7m	7.0m	21分	38分
港町	5.7m	5.9m	20分	28分

注1：影響開始時間とは、地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動（初期水位±20 cm）が生じるまでの時間のことをいう。

注2：津波到達時間とは、地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間のことをいう。

2 災害時要援護者の避難支援

(1) 那覇市災害時要援護者避難支援計画

本市では、災害時において避難等に支援を要する災害時要援護者に対し、地域において、平常時から災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の収集伝達、避難時の避難所への避難誘導等の支援を円滑にできるよう、行政のみならず地域と連携して避難体制の充実を図り、災害時要援護者が地域で安心して暮らせる体制を構築することを目的に、「那覇市災害時要援護避難支援計画」（平成26年2月）を策定している。

本計画は、那覇市地域防災計画に基づいて、災害時要援護者支援体制の確立や避難支援実施のために必要な事項をまとめた計画として位置づけられている。

災害時要援護者の避難支援を円滑に実施できるよう、本計画に定められた役割分担に基づき、行政と地域及び関係機関が連携して避難支援体制を構築していくことが求められている。

(2) 情報伝達体制の整備

防災行政無線や移動広報マイク、緊急速報エリア、那覇市防災気象情報メール、市ホームページ、SNS等によって、避難が必要な地域に対し避難情報を伝える。また、災害時要援護者の中には、視覚、聴覚に障がいのある方もいることから、携帯メール等による災害情報配信サービスに加え、テレビやラジオ等の報道機関と連携し、複数の伝達手段を併用して広報を迅速に実施する。

(3) 避難誘導及び安否確認

自治会や自主防災組織等の地域の組織、民生委員児童委員等は、相互に連携して避難誘導及び安否確認を実施する。また、平常時より、那覇市災害時要援護者名簿に基づき、民生委員児童委員等による見守り活動や、関係部署にて個別計画を作成し、災害時要援護者の住まい、身体的な状況等の把握に努め、避難場所や避難経路の確保、避難に必要な移動用具の有無を確認し、自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、那覇市社会福祉協議会等の地域の関係団体が協力し、円滑な避難誘導及び安否確認が行えるよう体制を整える。

3 観光客・旅客等の避難支援

(1) 観光危機管理計画

市は、平成30年度に策定予定の「那覇市観光危機管理計画（仮称）」と整合性を図りながら、観光客等への避難支援について計画を策定する。

(2) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、施設利用者への情報伝達及び避難誘導に関する計画やマニュアル等を定め、屋外にいる者への伝達機器として、拡声器、サイレン、放送設備等を配備するよう努める。

(3) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの低海拔地域の観光施設や宿泊施設等は、原則として観光客等の施設利用者を津波災害から避難させる必要があるため、施設管理者等は自らの施設における津波避難計画を定めるよう努める。

1 津波対策の教育

市は、小中学校の学校教育において、津波避難教育の時間を設定し、津波の知識、避難場所の確認、避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

2 津波防災意識の啓発

市は、市民に対する津波防災意識の啓発として、以下の対策を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。この心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施する。

このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて啓発、教育を実施する。

《津波に対する心得》

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) 防災マップの作成・配布

県が実施した津波シミュレーションの浸水予測図に基づき、津波の到達範囲、津波緊急一時避難施設、那覇市津波避難ビル等を表示した防災マップを作成し、広く周知を図る。

また、作成した防災マップは、津波防災に関する啓発、教育の機会においても活用し、市民等への周知を図る。

(3) 防災マップ等のホームページへの掲載

市のホームページに防災マップ、津波緊急一時避難施設一覧などの津波防災に関する資料を掲載し、市民等への周知を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

1 津波危険に対する啓発

市は、自治会や自主防災組織等の地域の組織、学校、地域住民等を対象として、津波到達予想区域や災害時の対処方法や備え等について、防災講話等で啓発をする。

2 総合防災訓練等の実施

市は、大規模災害等を想定し、住民、自主防災組織、関係機関等と連携して総合防災訓練等を1年に1回以上は実施する。また、総合防災訓練等の実施後に、その成果を評価し、その後の防災計画、防災マニュアル等に反映すべき事項等を検証する。

3 地域の津波避難訓練

各地域の自治会、自主防災組織、学校等は、地域の住民が参加する津波避難訓練の実施に努め、市は、訓練を実施するよう働きかけ、その活動を支援する。

第7章 避難施設等の整備

1 標識の整備

市は、県の海拔高度図等を基にして、街角に海拔高度の標識を設置する。また、津波緊急一時避難施設には、看板等を設置する。

なお、作成にあたっては、県の「海拔表示等にかかるガイドライン」に準じたデザインとなるように留意する。

2 津波緊急一時避難施設の選定

市は、避難困難区域周辺にある堅牢な建物を調査し、津波緊急一時避難施設として活用できるように所有者等と協定を推進する。

3 那覇市津波避難ビルの維持管理等

市は、津波襲来時に緊急的に一時避難することができる「那覇市津波避難ビル」を適切に維持管理する。